

42. 104. 01

商標法第4条第1項第4号に規定する赤十字等の標章について

商第4条第1項第4号に規定する「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条の標章」は、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件の一部改正について」（平成16年9月13日付け社援発第0913027号厚生労働省社会・援護局長通知）において明示されている（別紙参照）。

なお、同号の改正は、平成16年9月17日付けで施行され、経過措置は設けられていない。

（参考） 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律

（注） 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○ [「第4条第1項第4号（赤十字等の標章又は名称）」の審査基準](#)

別紙



社援総発第0913001号
平成16年9月13日

特許庁審査業務部商標課長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する
法律施行上留意事項の件の一部改正について

赤十字の標章及び名称等の使用の制限については、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件」（昭和23年2月27日付け社乙第10号厚生省社会局長通知）による取扱いとされているところですが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が平成16年9月17日に施行されることに伴い、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件」の一部を別添のとおり改正し、平成16年9月17日から適用することとしましたので、貴職におかれましては、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標登録に当たり、本基準を参考とされるようよろしくお取り計らい願います。

社援発第0913027号
平成16年9月13日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長



赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する
法律施行上留意事項の件の一部改正について

赤十字の標章及び名称等の使用の制限については、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件」（昭和23年2月27日付け社乙第10号厚生省社会局長通知）による取扱いとしているところですが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が平成16年9月17日に施行されることに伴い、「赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件」の一部を別添のとおり改正し、平成16年9月17日から適用することとしましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

別 添 新 旧 対 照 表

◎ 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律施行上留意事項の件（昭和23年2月27日社乙第10号厚生省社会局長通知）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>一 類似する記章 同法第一条に <u>規定する</u> 類似する記章とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>赤色</u> 系統の+文字は正しい+たると傾いた+印又は図案化せられたるとを問わず一切類似とみなされる。 2 他の図案の一部に用いられる場合においても赤色系統の+文字は正しい+文字たるを問わず一切類似とみなされる。 3 <u>地となる色については、完全な白地でなくとも、白色系統であれば類似とみなされる。</u> 4 <u>赤色系統の新月又はライオン及び太陽の標章についても、上記1から3までと同様である。</u> <p><u>なお、同法第一条に規定する赤十字、赤新月及び赤のライオン及び太陽の標章は以下のとおりである。</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>赤十字</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>赤新月</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>赤のライオン及び太陽</p> </div> </div> <p>二 類似する名称 同法第一条に <u>規定する</u> 類似する名称とは 赤十字看護婦会、あか十字文株式会社、ジュネーブ十字商会、ジュネーバー十字出版会社等その名称等に赤十字、ジュネーブ十字なる文字又はこれと紛らわしい文字を <u>使った</u> 名称は <u>すべて</u> 類似とみなされる。</p>	<p>一 類似する記章 同法第一条に類似する記章とは</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>赤字</u> 系統の+文字は正しい+たると傾いた+印又は図案化せられたるとを問わず一切類似とみなされる。 2 他の図案の一部に用いられる場合においても赤色系統の+文字は正しい+文字たるを問わず一切類似とみなされる。 <p>二 類似する名称 同法第一条に類似する名称とは 赤十字看護婦会、あか十字文株式会社、ジュネーブ十字商会、ジュネーバー十字出版会社等その名称等に赤十字又はジュネーブ十字なる文字又はこれと紛らわしい文字を <u>使つた</u> 名称は <u>総て</u> 類似とみなされる。</p>

また、その名称等に赤新月若しくは赤のライオン及び太陽なる文字又はこれと紛らわしい文字を使った名称についても類似とみなされる。

三 みだりに

同法第一条に 規定する みだりにとは法的な根拠なくほしいままという意味で左記以外の場合をいう。

- 1 日本赤十字社
- 2 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和二十二年法律第百五十九号）第三条により日本赤十字社の許可を受けたる場合
- 3 外国赤十字（赤新月）社 及び赤十字国際機関の人員、資材等（国際的儀礼として）
- 4 武力攻撃事態における 外国の 医療関係者 及び救護機関、衛生材料等
- 5 赤十字標章及び衛生要員等の身分証明書に関する訓令（昭和三十九年防衛庁訓令第三十二号）に従い自衛隊等が使用する 場合
- 6 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第58号）第157条の規定に基づき使用する 場合

三 みだりに

同法第一条にみだりにとは法的な根拠なくほしいままという意味で左記以外の場合をいう。

イ 同法第一条第一項の場合

- 1 明治四十五年条約第十号「ジュネーブ」条約の原則を海戦に応用する条約第五条に依る病院船
- 2 昭和十年条約第一号戦地軍隊における傷者及び病者の状態改善に関する千九百二十九年七月二十七日のジュネーブ条約第二十四条第一項に規定され且つ同条約によつて保護を規定された衛生上の部隊、営造物、人員並びに資材
- 3 日本赤十字社
- 4 赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第三条により日本赤十字社の許可を受けたる場合
- 5 外国赤十字社の人員、資材等（国際的儀礼として）
- 6 交戦中の 外国の 傷病兵 及び救護機関、衛生材料等

ロ 同法第一条第二項の場合

- 1 明治四十五年条約第十号ジュネーブ条約の原則を海戦に応用する条約第三条による病院船
- 2 外国の軍用又は私人の病院船

	<p><u>四 類似する標識</u> <u>同法第一条第二項に所謂定める標識とは船舶の外部を白色に塗り幅一メートル半の緑色（軍用病院船）又は赤色（私人の病院船）の横筋を施すことであるから同法第一条第二項に類似の標識とはこれに紛らわしい白又は黄等白つばい船体に赤又は緑系統の横系統の横筋を塗色することをいうのである。</u></p>
--	---